

1 防災組織に関する資料

1-1 見附市防災会議条例

(昭和 38 年 3 月 30 日条例第 10 号)

改正 平成 6 年 6 月 22 日条例第 26 号

平成 11 年 12 月 27 日条例第 29 号

平成 19 年 3 月 22 日条例第 13 号

平成 24 年 9 月 25 日条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、見附市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 見附市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する事務
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務
(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は 35 人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 新潟県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 新潟県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 教育長
- (5) 消防長、消防署長及び消防団長
- (6) 指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- (7) 自主防災組織を結成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項第 6 号及び第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第26号)

この条例は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第29号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第13号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第25号)

1-2 見附市防災会議委員

法定区分	所属機関	職名
会長	見 附 市	市 長
第 1 号	長岡地域振興局 地域整備部	部 長
第 2 号	見附警察署	署 長
第 3 号	見 附 市	副市長
〃	見 附 市	企画調整課長
〃	見 附 市	まちづくり課長
〃	見 附 市	総務課長
〃	見 附 市	市民税務課長
〃	見 附 市	健康福祉課長
〃	見 附 市	地域経済課長
〃	見 附 市	農林創生課長
〃	見 附 市	建設課長
〃	見 附 市	都市環境課長
〃	見 附 市	上下水道局長
〃	見 附 市	教育総務課長
〃	見 附 市	病院長
第 4 号	見附市教育委員会	教育長
第 5 号	見附市消防本部	消防長
〃	見附市消防署	消防署長
〃	見附市消防団	団 長
第 6 号	J R 長岡駅	駅 長
〃	日本郵便(株)見附郵便局	局 長
〃	見附市南蒲原郡医師会	医師会長
〃	N T T 東日本(株)新潟支店	支店長
〃	東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センター	所 長
〃	刈谷田川土地改良区	理事長
〃	越後交通(株)栃尾営業所	所 長
〃	日本通運(株)見附営業支店	支店長
〃	北陸ガス株式会社 長岡供給センター	センター長
〃	見附市社会福祉協議会	会 長
第 7 号	本所 1 丁目自主防災組織	代 表
〃	長岡技術科学大学大学院 技術経営研究科システム安全専攻	准教授
〃	赤十字安全奉仕団見附市分団	委員長
〃	東部地区民生委員児童委員協議会	

1-3 見附市防災会議運営規程

(昭和 38 年 7 月 20 日告示第 23 号)

改正 昭和 42 年 3 月 31 日告示第 9 号

平成 8 年 4 月 1 日告示第 15 号

(目的)

第 1 条 この規程は、見附市防災会議条例(昭和 38 年見附市条例第 10 号)第 5 条の規定に基づき、見附市防災会議の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会議は年 1 回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の招集通知には、会議の日時、場所及び付議すべき事項を記載するものとする。

(議長)

第 3 条 会長は、会議の議長となる。

(議事)

第 4 条 議事は、出席議員の過半数で決する。

(説明聴取)

第 5 条 会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を聴することができる。

(特例)

第 6 条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、あらかじめ承認を得た事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は、次の会議において報告しなければならない。

第 7 条 臨時急施を要するとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は、次の会議において報告し、承認を受けなければならない。

(部会)

第 8 条 会長は、必要の都度その事務を定めて部会を置くことができる。

(会議の記録)

第 9 条 会議の状況は、その概要を記録し、保存しなければならない。

(異動等の報告)

第 10 条 委員は、異動が生じた場合は、すみやかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

第 11 条 防災会議の庶務は、企画調整課において行なう。

附 則

この規程は、昭和 38 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年告示第 15 号)

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

1-4 見附市災害対策本部条例

(昭和 38 年 3 月 30 日見附市条例第 11 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、見附市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部下職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年条例第 26 号)

1-5 見附市災害対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、見附市災害対策本部条例(昭和38年見附市条例第11号)の規定に基づき、見附市災害対策本部の災害の防止又は災害が発生した場合における被害の拡大の防止、応急復旧及び被災者の応急救助が迅速適確に行なわれるために有効な組織及び職務を定めることを目的とする。

(本部の組織及び会議)

第2条 副本部長は副市長とし、部長以下の本部員については見附市職員をもって充てる。

2 本部長のもとに本部会議を置き、部に班を置く。

3 本部会議は、本部長、副本部長、消防長、部長及び班長をもって構成し、防災に関する重要事項について協議する。

4 部長、班長及び班員は、別表1に掲げるとおりとする。

(業務分掌)

第3条 前条に規定する部及び班の業務分掌は、別表2に掲げるとおりとする。

(本部の設置及び廃止)

第4条 本部は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合、本部長が必要と認めたとき設置する。

2 本部は、災害の危険が解消したと認められるとき又は災害応急対策がおおむね終了したと認めるときは廃止する。

別表 1 見附市災害対策本部組織図



別表 2 見附市災害対策本部業務分掌

部	班	事 務 分 掌
総務部	総務班	1 本部の設置及び閉鎖に関すること。 2 本部会議及び本部の庶務に関すること。 3 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 各部との連絡及び応援職員の調整に関すること。 5 無線通信の統括に関すること。 6 車両の確保及び配車に関すること。 7 県への連絡及び被害報告に関すること。 8 県、他市町村への応援要請及び受け入れ調整に関すること。 9 災害救助法、県災害救助条例、見附市災害救助条例に関すること。 12 ヘリポートの設置に関すること。 14 町内会及び自主防組織との連絡調整に関すること。 15 本部内における相互応援協定及び他団体からの応援職員の派遣調整に関すること。 16 災害時における職員の健康管理に関すること。 17 国その他関係機関に対する説明資料の作成に関すること。 18 災害関連死の認定に関すること。 19 市議会との連絡に関すること。 20 その他、各部に属さない事項。
	情報班	1 被害状況の収集、集計に関すること。 2 河川情報、気象情報等の収集及び伝達に関すること。 3 警報の伝達、避難の指示等に関すること。 4 各指定避難所に対する災害関連情報の提供に関すること。 5 市民への広報に関すること。 6 報道機関との連絡調整に関すること。 7 災害記録に関すること。 8 国、県等との陳情、視察等に関すること。 9 市のホームページ等の更新に関すること。 10 所要見舞者の応接に関すること。
	財務班	1 災害対策に係る予算の編成及び執行管理に関すること。 2 市有財産の被害調査に関すること。 3 義援金の給付配布に関すること。 4 災害弔慰金等の支給に関すること。 5 災害援護資金に関すること。 6 被災者生活再建支援金に関すること。 7 被害状況及び損害額の集計の取りまとめに関すること。

総務部	財務班	8 災害時における予算及び資金の管理に関すること。 9 災害対策基金の管理運用に関すること。 10 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）の適用に関すること。
	情報システム班	1 市所有の情報システムの機能確保に関すること。 2 システム・インフラの復旧に関すること。 3 庁舎内システム・インフラの動作状況及び被害調査に関すること。 4 代替拠点施設の被害調査に関すること。 5 ICT 資源の確認及び確保に関すること。
出納部	会計班	1 災害時における出納、経理に関すること。 2 救援資金及び見舞金の受入に関すること。 3 被災者に対する納期限の延長に係る指定金融機関との調整に関すること。
民生部	避難対策班	1 指定避難所の開設に関すること。 2 避難者救護に関すること。 3 避難者名簿の作成に関すること。 4 指定避難所施設の災害対策及び被害調査に関すること。 5 仮設トイレの設置に関すること。
	避難者支援班	1 被災者に対する応急品の給与に関すること。 2 救援物資の受入れ及び配布に関すること。 3 ボランティアに関すること。 4 外国人の被災調査に関すること。 5 被災外国人に対する支援に関すること。 6 食料確保及び緊急炊き出しに関すること。 7 遺体の収容及び埋火葬に関すること。
	家屋調査班	1 被災世帯（家屋）の調査に関すること。 2 被災者台帳の作成に関すること。 3 り災証明に関すること。 4 被災者に対する市税の納税猶予、納期限の延長及び減免に関すること。

福祉保健部	福祉保健班	1 要配慮者の救助に関すること。 2 被災者相談所の開設に関すること。 3 人的被害状況の調査に関すること。 4 被災者に対する福祉相談に関すること。 5 重傷者名簿の作成に関すること。 6 安否情報の収集に関すること。 7 要配慮者被災者世帯訪問による被災状況の把握及び相談支援に関すること。 8 被災者の医療費助成に係る所得制限の撤廃に関すること。 9 被災者に対する介護保険料の納付猶予、納期限の延長及び減免措置の検討に関すること。 10 被災者に対する国民健康保険税の納税猶予、納期限の延長及び減免措置の検討に関すること。 11 老人保健、国民健康保険、医療費助成に係る一部負担等の減免措置の検討に関すること。 12 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 13 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。 14 福祉避難所の開設、運営及び閉鎖に関すること。 15 感染症予防及び防疫対策に関すること。 16 看護班の編成及び傷病人の応急救護に関すること。 17 保健衛生用資機材の調達及び防疫用薬剤に関すること。 18 保健医療情報の収集に関すること。 19 保健衛生活動の実施に関すること。 20 被災者の入浴支援に関すること。 21 被災者に対する栄養指導に関すること。 22 被災者の精神保健指導に関すること。
産業部	農林班	1 農林施設及び農地、農作物の災害対策及び被害調査に関すること。 2 治山、砂防等の災害対策及び被害調査に関すること。 3 被災農業者に対する災害融資に関すること。 4 農林関係機関・団体との連絡調整に関すること。 5 災害時における家畜伝染病の防疫に関すること。
	商工班	1 商工業者の災害対策及び被害調査に関すること。 2 被災商工業者に対する災害融資に関すること。 3 商工関係機関・団体に対する災害関連情報の提供に関すること。 4 災害時における雇用確保に関すること。
建設部	建設班	1 土木施設の災害防止及び復旧に関すること。 2 道路、橋梁、その他土木施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3 公共交通機関との連絡調整、交通途絶箇所、迂回路線の公示に関すること。 4 土木災害応急機材の調達に関すること。 5 水防活動の連絡調整に関すること。

建設部	建設班	6 建築物、宅地等の応急復旧及び応急危険判定に関する事。 7 市営住宅等の災害対策及び被害調査に関する事。 8 応急仮設住宅に関する事。 9 建設業者との連絡調整に関する事。 10 住宅被災者の公営住宅への特定入居に関する事。
	生活衛生班	1 清掃並びに塵芥及びし尿処理に関する事。 2 廃棄物の処理に関する事。 3 企業の公害発生防止指導に関する事。 4 死亡獣畜等の処理に関する事。 5 ねずみ族、害虫等の駆除に関する事。 6 衛生施設の災害対策及び被害調査に関する事。 7 愛玩動物に関する事。
上下水道部	水道班	1 水道施設の災害対策及び応急復旧対策に関する事。 2 水道施設の被害調査に関する事。 3 飲料水の確保及び給水に関する事。 4 飲料水の水質管理に関する事。
	下水道班	1 下水道施設の災害対策及び応急復旧対策に関する事。 2 下水道施設の被害調査に関する事。 3 排水施設の管理及び運転に関する事。 4 農業集落排水施設等の被害調査及び報告に関する事。
教育部	教育総務班	1 教育施設の災害対策及び被害調査に関する事。 2 学用品の調達あつせんに関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。
	学校教育班	1 学校教育の確保に関する事。 2 児童、生徒の避難に関する事。 3 災害時における応急教育に関する事。 4 各校の単位 PTA 等教育関係団体への協力要請及び連絡調整に関する事。 5 児童生徒及び教職員の被災状況調査に関する事。 6 PTA 連合会への協力要請及び連絡調整に関する事。
	幼児保育班	1 保育児童の被災状況調査に関する事。 2 被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関する事。 3 保育園児の避難に関する事。
医療部	庶務班	1 医療救護対策に関する事。 2 関係医療機関との連絡調整に関する事。 3 救護病院の開設及び管理に関する事。
	治療班	1 災害時の医療救護に関する事。
	看護班	1 災害時の病人、負傷者の看護に関する事。
消防本部		1 消火、救急、救助等、消防に関する事。 2 消防団の活動に関する事

(空白)

1-6 見附市災害救助条例

(昭和 44 年 11 月 29 日公布 見附市条例第 11 号)

改正 昭和 50 年 12 月 24 日 条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害に際して市が応急的に必要な救助を行ない、災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

(救助の実施要件)

第 2 条 この条例による救助(以下「救助」という。)は、災害救助法(昭利 22 年法律第 118 号)が適用されない災害であつて、次に定める程度の災害が発生した場合で当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して行なうものとする。

(1) 住家が滅失した世帯数が 15 以上に達した場合

(2) 前号の基準に達しないが多数の世帯の住家が滅失し、市長が特に必要と認めた場合

(3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第 1 号及び第 2 号に定める住家が滅失した世帯数の算定は住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

(救助の種類等)

第 3 条 救助の種類は、次のとおりとする。

(1) 避難所の設置

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与

(4) 学用品の給与

(5) 災害にかかった者の救出

(6) 応急仮設住宅の設置

(7) 災害にかかった住宅の応急修理

(8) 障害物の除去

(9) その他災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 23 条に定める範囲内において市長が必要と認めた救助

2 前項第 6 号、第 7 号及び第 8 号の救助については、生活困窮者を対象者として行なうものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第 4 条 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則(昭和 35 年新潟県規則第 30 号)第 5 条に定める範囲内において行なうものとする。

2 市長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず救助の期間及び程度をこえて行なうことができる。

附 則

この条例は、昭和 45 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-7 見附市災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和 49 年 6 月 25 日条例第 23 号)

改正 昭和 50 年 3 月 25 日条例第 10 号

昭和 50 年 12 月 24 日条例第 27 号

昭和 51 年 12 月 30 日条例第 29 号

昭和 53 年 7 月 7 日条例第 27 号

昭和 56 年 10 月 1 日条例第 19 号

昭和 57 年 12 月 29 日条例第 25 号

昭和 62 年 3 月 23 日条例第 9 号

平成 3 年 12 月 26 日条例第 28 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という)並びに新潟県災害弔慰金補助及び災害援護資金貸付要綱の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行うことによって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地滑り、地震、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、見附市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市民が令第 1 条に規定する災害又は新潟県災害救助条例(昭和 39 年新潟県条例第 77 号)が適用された災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の粗暴当時そのものと同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときはその1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は次の各号の1に該当する場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他特別な事情があるため市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当りの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市長は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯主は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 他の被害がない場合	150 万円
イ 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合	250 万円
ウ 住居が半壊した場合	270 万円
エ 住居が全壊した場合	350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合	150 万円
イ 住居が半壊した場合	170 万円
ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。)	250 万円
エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350 万円

(3) 第 1 号のウ又は第 2 号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年とする。ただし、次の各号の 1 に該当する場合は、据置期間はそのうち 5 年とする。

(1) 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前 1 年以内に法第 8 条第 1 項の被害(自然災害によるこれに相当する被害を含む。)を受けた場合

(2) 当該被害により世帯主が死亡したとき、又は世帯主が地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)第 7 条の 15 の 3 に規定する特別障害者となった場合

(3) 生活保護を受けている世帯が被災した場合

2 災害援護資金の償還方法は、年賦償還又は半年賦償還とし、償還額は元利均等の償還方法とする。ただし、繰上償還する場合は、この限りでない。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

第4章 補則

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年12月1日から適用する。

附 則(昭和53年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年1月14日から適用する。

附 則(昭和56年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成3年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成23年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

1-8 見附市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和 49 年 6 月 25 日規則第 20 号)

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、見附市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年見附市条例第 23 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、災害弔慰金支給調査書(様式第 1 号により次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、見附市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、見附市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別紙様式第 1 号の 1)を出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」と

いう。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の説明書
- (3) その他市長が必要と認めた事項

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3か月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付の決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに保証人の連署した借用書(様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申請書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、償還金支払猶予不承認通知書(様式第9号)

を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した償還免除申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、その者に督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を氏名等変更届(様式第 16 号)により市長に提出しなければならない。

ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

(委任)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

1-9 見附市火災警報発令規程

(昭和 40 年 4 月 1 日公布 告示第 19 号)

改正 昭和 58 年 2 月 22 日 告示第 73 号

改正 平成 18 年 11 月 27 日 告示第 143 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号。以下「法」という。)第 22 条第 3 項による火災に関する警報(以下「火災警報」という。)を発令する基準等について定める。

(発令の基準)

第 2 条 火災警報の発令は、法第 22 条第 2 項の通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認める次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 出火危険度が 5 以上となる見込みのとき。
- (2) 実効湿度が 60 パーセント以下であって、最低湿度が 40 パーセントを下り、最大風速が 7 メートルをこえる見込みのとき。
- (3) 風速 10 メートル毎秒以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。
- (4) 前各号において降雨、降雪中は状況により発令しないことがある。

(広報及び連絡)

第 3 条 火災警報を発令したときは、消防信号およびその他の方法によりすみやかに市民に広報し、関係機関に連絡しなければならない。また、これを解除したときも同様である。

2 前項の関係機関は、次のとおりとする。

- (1) 新潟県県民生活・環境部防災局消防課予防係
- (2) その他消防長が必要と認めた機関

(火災の警戒)

第 4 条 消防機関は、火災警報発令中は見附市火災予防条例(昭和 37 年 3 月 26 日条例第 9 号)第 29 条による火の使用の制限の徹底と状況に応じ警戒体制の強化を図るものとする。

(委任)

第 5 条 この規程の施行に関し必要な事項は、消防長がこれを定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 58 年告示第 73 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年告示第 143 号)

この規定は、公布の日から施行する。

1-10 異常気象時火災の消防対策要綱

第1 総 則

- 1 目 的
- 2 意 義
- 3 地 区
- 4 想定演習と住民の協力

第2 消 防 計 画

- 1 消防部隊の強化
- 2 警戒態勢下の措置
- 3 部隊編成
- 4 水利選定(統制)計画
- 5 警戒態勢の解除

第3 消 火 活 動

- 1 火災の特異性
- 2 消火活動に及ぼす影響
- 3 出火時の消火活動要領

第4 事 後 措 置

- 1 給食措置
- 2 火災概要書作成
- 3 火災原因ならびに損害調査
- 4 対市民活動

第1 総 則

1 目 的

この要綱は、異常気象時における火災予防と延焼火災の警戒防ぎょに、特に必要な事項を定め、その被害を軽減することを目的とする。

2 意 義

異常気象時火災とは、火災警報発令時及び平均風速 15 メートル以上の烈風下に発生した火災をいう。ただし、状況により平均風速 15 メートル以上でも降雨、降雪中のときは含まないことがある。

3 地 区

見附市全域を警戒防ぎょ上、消防団管轄区域別の 8 地区に分ける。

4 想定演習と住民の協力

- (1) 消防機関は、毎年 1 回地区ごと、もしくは地区が連合して火災発生を想定した消防演習を行なうとともに、関係地域住民にも消防訓練を指導する。
- (2) 消防機関は、機会あるごとに住民に対して初期消火及び飛火消火の必要を徹底し、消火器、バケツ等の応急消火用具の準備を指導するとともに、地域住民が連帯意識のもと、組織的に行動で

きるよう自主防災組織の結成を奨励する。

- (3) 自衛消防機関に対しては、その機能を最大限に発揮するよう指導する。

第2 消 防 計 画

1 消防部隊の強化

(1) 第1警戒態勢

気象状況が悪化し(平均風速 10 メートルをこえる見込程度の気象状況に一応の基準を置く)命令のあるときは、第1警戒態勢として次の人員を召集し、部隊の強化を行なう。

ア 消防本部

消防長は非番・公休者を全員召集し、各勤務署所に待機させるものとする。

イ 消防団

各分団は、適宜に有事即応の態勢をとること。ただし、市街地の第1分団、第7分団は、おおむね次の人員を召集し、機械器具置場に待機させるものとする。

自動車ポンプ 1台につき 5名

可搬ポンプ(積載車含む) 1台につき 4名

(2) 第2警戒態勢

火災警報発令下において、第2警戒態勢として次の人員を召集する。

ア 消防団

団長は方面隊長以上を召集し、各分団長は次の基準をおいて分団員を召集する。

自動車ポンプ 1台につき 5名

可搬ポンプ(積載車含む) 1台につき 4名

ただし、特に命令のあったときは、全団員もしくは半数以上の団員を召集するものとし、召集されない団員は、直ちに応召できるよう原則として自宅待機とする。

2 警戒態勢下の措置

第2警戒態勢下における予防警戒上の措置は次のとおりとし、第1警戒態勢下においてもおおむねこれに順応し、措置するものとする。

(1) 消防本部

ア 予防警戒広報

予防課長は、別に定める計画により市街地全地域内の予防警戒広報を行なう。

イ 火気使用制限

見附市火災予防条例第29条に定める火気の使用制限の徹底を期するとともに、そのための警戒査察を行なうものとする。

ウ 通信勤務

通信勤務員は通信機能を活用し、気象に関する予報、警報及びその他の緊急を要する情報等、有事に適切な措置を取られるよう万全を期すること。

エ 機械器具点検

中隊長は、機械器具の点検を行ない、燃料、ホースは可能な限り積載させるものとする。

オ 無線機点検及び予備電源確保

通信指令係長は、各無線局の機器点検を行なうとともに、本部局の予備電源の異常の有無を確認しておくこと。

カ 燃料の確保

庶務係長は、全出動隊用の燃料を手配し、その補給に支障がないよう万全を期すること。

キ 増水手配措置

警防課長は、浄水場に対し増水手配措置をするとともに、気象に関する情報収集に努めるものとする。

ク 着待機

特に命令のあったとき第1出動部隊は、着待機するものとし、警戒が長時間にわたるときは、命令をもって第1出動部隊の着待機を解除するか、もしくは第2出動部隊と交替する。

ケ 給食措置

庶務係長は、警戒上必要と認めた場合は、給食の措置を講ずるものとする。

(2) 消防団

ア 予防警戒巡回

各分団長は、各部の参加人員と管轄区域を勘案し、出動に支障のない範囲において管轄区域内の巡回をして、火災の予防警戒と火気使用制限の徹底を図るとともに、火災の早期発見に努める。

イ 出動車両の借上措置

各分団は、機動的出動を行なうため小型動力ポンプを運搬するトラック等の借上措置を講ずること。

ウ 増水手配

各分団長は、区域内の自然水利用水路の水門の開閉もしくは堰止を行なうか、他に支障を及ぼすおそれがあるときは、その準備を行なう等消防水利の確保を図ること。そのため、他に利害を及ぼす恐れのある場合は、あらかじめ関係者と協議する。

エ 機械器具点検

各部長は、自隊の機械器具の異状の有無を確かめ、燃料及びホースは可能な限り積載する。ただし、これらの装備に関しては、消防行動を阻害するものであってはならない。

オ 見張り勤務

各分団長は、管轄区域内を勘案のうえ高所にて見張り勤務を行ない、火気使用制限の徹底と火災の早期発見に努めること。

カ 本部等の連絡

各分団長は、配置についたとき電話又は積載車等の無線機を活用し、速やかに消防本部(電話62-0555)と連絡のとれるようにするとともに、出動人員等必要事項を報告し、指示事項の照会を行なうこと。

各部長は、分団長あて伝令を派遣しておくか、又は速やかに電話連絡のとれるようにすること。

キ 交替人員の確保

各分団長は、警戒が長時間にわたり、かつ、団員の召集が半数以下の場合は、勤務交替を行なえるよう、あらかじめその配置人員を考慮し、人員を確保しておくこと。

3 部隊編成

第1・2警戒態勢下における出動計画並びに部隊編成は次のとおりとし、第1警戒態勢下においては通常火災における出動計画によるものとする。

(1) 消防署

ア 出動計画

出動要綱の規定による。

イ 部隊編成

出動隊は消火隊、飛火警戒隊とし、原則的に次のとおりとするが、状況により命令に従うものとする。

出動隊の長は現場到着の際、部署位置等必要事項を消防本部に送信する。

(ア) 第1出動隊

出火地点消火隊及び飛火警戒隊

(イ) 第2出動隊

原則的に待機隊とするが、状況に応じて出動するものとし、出動の時期配置は命令によって行う。

(ウ) その他の部隊

残留部隊の長は、燃料、食糧及びホース等消防作業に必要な物件補給にあたりとともに、非常給食の措置、応急要請その他の連絡等の業務にあたる。

(2) 消防団

ア 出動計画

原則的に消防団(分団)出動要綱の定めるところによる。

イ 部隊編成

(ア) 出火地点消火部隊

地元及び隣接分団。ただし、状況によっては、隣接分団は飛火警戒部隊に回るものとする。

(イ) 飛火警戒部隊

消火部隊を除く当該地区の分団を原則とし、状況により風下直近地区もしくは当該地外の先着分団がこれに応援をする。

(ウ) 防ぎよ部隊(延焼阻止隊)

出火地点消火部隊、飛火警戒部隊を除く出動部隊(応援部隊を含む)の全部隊。

(エ) その他の部隊

a 伝令隊

各分団長は、所要の伝令人員を現場本部に派遣すること。

b 誘導隊

積載車配属の各部は、班長を指揮者として隊員3名をもって部隊(応援部隊を含む)の誘導隊を編成する。ただし、班長に事故あるときは、上席団員の職にある者がこれを代行する。

c 残留部隊

各分団長は管轄区域を勘案し、出火時飛火警戒その他警備のため、若干名の人員を管轄

区域内に残留させるようあらかじめ計画する。

ウ 進入路

第1分団以外の分団が、第1分団地区内の火災応援するときは、次の場所に集結し、「第3消火活動 3 出火時の消火活動要領」で定められた誘導隊より、情報及び指示を受ける進入及び活動するもの。

- (ア) 第2・6分団地区 細越2丁目又は南本町2丁目
- (イ) 第3分団地区 南本町2丁目
- (ウ) 第4分団地区 学校町1丁目又は昭和町2丁目
- (エ) 第5分団地区 葛巻1丁目又は昭和町2丁目
- (オ) 第7・8分団地区 学校町2丁目又は昭和町2丁目

第7分団及びその他の分団の火災については、別に定めるものとする。

4 水利選定(統制)計画

消防水利選定(統制)の良否は、火災防ぎよの成否を決する重要問題であるので、消防署、消防団を問わず異常気象時においては、次の水利選定(統制)計画に従い、災害の規模状勢と自己隊の到着順位を考慮し、独善をさけ、自己隊はもちろん、他隊の有効放水をも確保するよう努めなければならない。

(1) 先着隊

出火地点消火隊の先着隊は、原則的に消火栓及び防火水槽に部署するが、自己隊の到着時に、後着隊のポンプ車が消火栓等に部署が予想され、かつ、現場の配管口径が100mm以下であるときは、できる限り直近の多量放水に堪える自然水利を選ぶこと。

(2) 後着隊

消火隊のうち後着隊は、原則的に消火栓を使用しない。延焼阻止に有効な近接水利を選ぶか、適当な水利のない時は中継送水を行なうようにし、独善的部署はさけ、水利の共倒れを防ぐよう相互に協力しなければならない。

(3) 飛火警戒隊

原則的に自然水利とし、急迫な状況下では消火栓を例外的に使用が、消火栓を使用しての予備注水は極力避けること。

(4) 防ぎよ部隊(延焼阻止隊)

強圧多量の放水に堪える近接の自然水利を選び部署する。

付近に接近した適当な水利のないときは、中継送水を行なう。

以上の場合において、消火栓を使用し他の水利に転戦する場合は、無駄な漏水をさけるため必ず消火栓はよく締め付けて撤収すること。

出火場所とその状況によっては、高圧送水となることから、水道配管系統について状況をよく把握しておかなければならない。

5 警戒態勢の解除

原則的に警報の解除をもって警戒態勢を解く。ただし、警報が解除されても警戒態勢は第2警戒態勢から第1警戒態勢とすることがあるから、市街地の第1、7分団及び消防署は命令を持って解散すること。

第3 消 火 活 動

異常気象時の有効な消火活動を行なうため、下記事項に留意するとともに、被害の軽減のため相互に協力し、全力をつくして住民の安寧を図らなければならない。

1 火災の特異性

- (1) 風上は延焼しない。

強風時は風上延焼を生ずるが、烈風時にはおおむね延焼しない。

- (2) 飛火は必然である。

風下へ飛火することは必然であって、その最初の飛火による着火距離が風下数千メートルに及ぶ危険性がある。

- (3) 延焼速度が迅速である。

飛火の延焼拡大と相まって、風下の延焼速度は強風時に比べ、はるかに速く帯状に進展する。

- (4) 台風時の風向は変化する。

台風時には、季節風と違いその中心の移動により風向が変化する。

2 消火活動に及ぼす影響

- (1) 出火地点の確認。

火点の火煙が風下へなびくので、出火場所の目算を誤ることが多い。

- (2) 火勢の判断が困難である。

現場到着時、火煙が風下へはっているため、火勢の真相を把握しにくい。

- (3) ホースの延長が容易でない。

風下、風横よりのホース延長は、特に風に妨害され、ホースを容易に延長できない。

- (4) 風下からの注水効果は薄い。

風下からの正面注水は、噴霧状況となり注水効果が薄弱となる。

- (5) 飛火に対する措置を欠きやすい。

消防隊が出火地点の鎮圧に集中するので、風下の飛火火災に対する消防手段を欠きやすくなる。

- (6) 消火活動の統一を欠きやすい。

延焼が迅速なため、鎮圧に必要なとする消防力が不足となり、消火活動の統一を欠きやすい。

3 出火時の消火活動要領

- (1) 出火地点の活動要領

ア 出動隊は、すべて火災の風下方面を主たる目標として出動すること。

イ 水利選定は、各隊有効放水確保のため原則として自然水利の選定を行ない、消火栓にあっては水利選定(総制)計画により有効水利に部署するものとする。

ウ 風上方面には原則として部隊の進入を避け、出動隊は風横の風下方面よりホースを延長し、集中する。

エ 火点制圧の部隊は、風横より高圧注水を行なう。

オ 現場集結部隊は、その主力をもって風下一帯の建物にも予備注水を行ない、延焼阻止と飛火の飛散防止に努める。

(2) 飛火警戒の要領

飛火警戒本部は、風下の概ね 500 メートル以上千メートル以内の適当な場所に置き、次の措置を行なう。

ア 飛火警戒のため所要部隊の誘導を行なう。

イ 風下方面の高所を利用し、消防団員を見張勤務にあて飛火の早期発見に努めるとともに、飛火の消火を行なう。

ウ 予備広報隊として消防団員の一部をもって巡ら隊を編成し、積載車等で風下一帯の飛火警戒と消火態勢の強化を広報すること。

エ 風下の木造大規模建築物、危険物貯蔵所、空き家など火の粉飛散が激しく出火の危険が予想される場所は、消防団員を派遣し警戒させる。

オ 飛散する火の粉に対し、必要があれば予備注水を断行する。

(3) 火災拡大後の措置

消防署指揮隊及び消防団長をもって構成する現場本部は、大延焼の状況となったときは、速やかに風下火勢の最先端付近、又は風横風下の重要方面に位置して次の指揮を行なう。

ア 延焼進展の速度と部隊結集の所要時間並びに道路、空き地、河川等の地物関係、水利関係を考慮し、堅守すべき防ぎょ線（延焼阻止線）を決定、現場各隊の移動結集を命令し、防ぎょ部隊を配置し、防ぎょ隊を中心とした風上風下一帯の建物に徹底した予備注水を行ない、延焼阻止飛火防止の徹底を図る。

イ 飛火警戒隊は、延焼の進展に伴いさらに転戦し、防ぎょ線以降の風下において飛火警戒の所要措置の徹底を図るとともに、避難民の誘導についても注意すること。

ウ 消防隊の不足又は水利不十分等で、大火流を阻止するために他に手段がなく有効と認めるときは、破壊消防を断行する。破壊隊は防ぎょ隊がこれにあたり、破壊すべき建物は命令によって指定する。

また、破壊に使用する重機等の要請については、あらかじめ関係機関と協議すること。

エ 現場本部は、総括的指揮を行なうとともに風下方面を担当、風横 2 方面の飛火警戒隊の防ぎょ担当指揮者として、副団長 1 名がそれぞれ指揮にあたる。なお、消防署部隊は直接現場本部の指揮により行動する。

オ 住民の安全を図るため、飛火警戒隊のみならず全部隊は、住民を風上の安全なる空き地、又は安全なる建物(主として学校、病院、公共用建築物)に避難させる。

(4) 応援部隊

ア 応援要請

火災が大延焼に発展する恐れがあり、又は発展したときは、現場本部の要請により近接市町村、中部消防応援協定、県消防相互応援協定及び緊急消防応援隊に対し応援要請を行なう。この場合において状況を勘案し、県知事に状況を報告するとともに応援要請その他について依頼する。

イ 応援部隊の集結場所及び誘導

応援部隊の集結場所は、原則として県中部産業団地とする。ただし、東方面から進入する応援部隊は、細越2丁目三叉路とする。

なお、誘導隊の指揮者は消防本部の情報を基に、応援部隊に対する的確に情報を提供すること。

(5) 人命救助及び避難民の誘導

ア 人命救助

現場本部は、要救護者が多数発生した場合、又は負傷者が多く見込まれる状況のときは、現場に臨時救護所を設置するとともに、直近の医療機関から順次現場への医師派遣要請を行うものとする。

また、速やかに要救護者の人数及び負傷状況等の把握に務め、必要により近隣市町村の医療機関に対し、収容状況を照会・確認し搬送態勢の確立を図るものとする。

イ 避難民の誘導

出動した全部隊員は、消防活動に従事することはもちろん、避難民を誘導し、安全な場所に避難させるものとする。

(6) 関係機関との連携

ア 市役所

火災の状況については、本部より随時報告するものとし、市長の所在地は原則として市役所であるが、市役所被災時の場合は、市の施設の中から市長が指定する施設とする。

イ 警察署

消防組織法第42条の規定による協力を要請、避難民の誘導、消防隊の活動性確保その他の協力を得るため出動要請する。

ウ 見附市立病院

救急業務について協力を要請する。

エ 東日本電信電話㈱

災害が拡大し、消防専用電話等が不通となったときは、直ちに特設電話の緊急架線を依頼するか、又は緊急を要する関係方面への連絡は、直接東日本電信電話㈱の電話を使用する。

オ 東北電力㈱

消防活動上支障となる高圧線の送電停止を依頼し、消防活動上必要なる送電を依頼する。

(7) 鎮火

ア 出動の全部隊は、自己隊部署の周囲を再燃する恐れがなくなるまで消火し、現場本部にその旨及び人員、機械器具等の異状の有無を報告し、指示を受けた後に引き揚げるものとする。

イ 原則的に災害地区の分団は、鎮火後も警戒部隊として被災地に残留し、現場本部の指示を受け、引き続き警戒にあたる。ただし、気象条件によっては、被災地地元部が残留警戒にあたる。

ウ 現場本部は、延焼が阻止され危険がなくなったときに、応援部隊を解散するが、その際、出動人員、出動機器台数、活動概要を聴取するものとする。

第4 事後措置

1 給食措置

庶務係長は、あらかじめ定めた計画により必要のある場合は、出動の全部隊(応援隊を含む)に給食の措置を行なう。

2 火災概要の作成

警防課長は、出動各部隊の活動状況等を早急に取りまとめ火災概要書の作成を行なう。

3 火災原因ならびに損害調査

予防課長は、あらかじめ定めた計画により消防活動と併行して、火災の原因並びに損害調査を行なう。

4 市民に対する活動

(1) 被災証明等の事務

庶務係長は、被災市民よりの要求のあったときは、直ちに罹災証明等を発給できるようその措置を行なう。

(2) 被災見舞客の利便を図るため、あらかじめ警察、鉄道等関係機関と協議し、被災地及び避難所等への誘導等の万全を図る。

1-11 見附市消防本部水防計画

1 目 的

この計画は、見附市地域防災計画及び見附市水防計画に基づき、市内河川の増水時における水害予防、警戒防ぎょ活動及び災害に備えた教育・訓練等、特に必要な事項を定め、その被害を軽減することを目的とする。

2 意 義

消防機関は、河川が増水し、被害の出る恐れがある場合は、この計画に基づき水防活動に従事し、被害の軽減と地域住民の安全を図るものとする。

3 消防本部（署）の部隊非常配備

(1) 警戒準備体制

次のいずれかの基準に達した場合、警戒準備体制を取るものとする。

天気予報	市内浸水対応が取られたとき			(株)ウェザーニューズからの情報
大雨警報又は洪水警報が発令された場合	ポンプ通報があった場合 ・アクセスアンダー ・国道8号線(今町～芝野)アンダー	市民から通報があった場合	30分以内の降雨量が10mmに達した場合	1時間に20mm以上の降雨予報があった場合
状況により、消防司令以上、消防隊4名・救急隊3名を招集				

(2) 第1次警戒体制

次のいずれかの基準に達した場合、第1次警戒体制を取るものとする。

見附市雨量	観測地点水位	栃尾巻測水位計	刈谷田川ダム
1時間雨量：20mm以上 又は 3時間雨量：40mm以上	・本明町：22.34m (堤防高：28.45m) ・大堰：16.02m (堤防高：21.41m)	水位：49.22m	流域に強雨が続き、洪水警戒体制に入った場合
各係長・職員の一部を招集			

(3) 第2次警戒体制

次のいずれかの基準に達した場合、第2次警戒体制を取るものとする。

見附市雨量	観測地点水位	枋尾巻渕水位計	刈谷田川ダム
3時間雨量：60mm以上	・本明町：23.36m (堤防高：28.45m) ・大堰：16.72m (堤防高：21.41m)	水位：49.72m	流域に強雨が続き、 ただし書き操作の予 告連絡が入った場合
全職員を招集			

※ 消防長は、上記非常配備の各基準に限らず、災害の発生が予想される場合に適宜、部隊の配備をすることができる。

4 消防本部（署）の活動マニュアル

(1) 警戒準備体制

- ア 警防課と通信指令係は連絡を密にし、水位状況及び気象情報を消防長に報告する。
- イ 調査隊及び広報隊を編成し、適宜、状況調査・避難準備等の広報を行う。
- ウ 非番員等を招集した場合、出動態勢を強化し機械器具の点検整備を行う。
- エ 消防長は消防団長と今後の水防活動について協議する。

(2) 第1次警戒体制

- ア 警戒危険箇所に出動して、警戒防ぎょ及び資材の輸送を行う。
- イ 被害の状況を調査し、逐次、消防長に報告する。

(3) 第2次警戒体制

- ア 全職員は防ぎょ活動を行う。
- イ 緊急消防援助隊等の各応援可能機関に対して応援要請の準備をする。

(4) 気象情報措置

通信指令係長は、警防係長と連絡を密にし、気象に関する情報の収集と記録に努めるとともに、30分ごとに雨量の観測を行わなければならない。

(5) サイレンの吹鳴と音声放送

通信指令係員は、災害対策本部から指示があった場合、市内の消防防災サイレンを吹鳴し、避難に関する情報を伝達すること。

また、必要に応じ、音声放送を活用し具体的な情報伝達を行うこと。

(6) 部隊の編成及び水防区（防ぎょ区域）

消防本部（署）の任務分担及び部隊の編成は別表1のとおりとする。

(7) 人命救助

要救助者が発生した場合、又は住民の生命、身体に危険が及んでいる場合は、速やかに救助隊を出動させるとともに、消防団員や市民の協力を得て、これらの救助活動に当たらせるものとする。

(8) 人命救護

要救護者が多数発生した場合、又は負傷者が多く見込まれる状況のときは、現場に臨時救護所を設置するとともに、直近の医療機関から順次現場への医師派遣要請を行うものとする。また、速やかに要救護者の人数及び負傷状況等の把握に努め、必要により市内医療機関あるいは近隣市町村の2次医療機関に対し収容状況を照会、確認して搬送体制の確立を図るものとする。

(9) 資機材の管理、調達

警防係長は、水防活動で使用する資機材を準備すること。

また、建設課と速やかに連絡体制を構築し、建設課の保有資機材を使用する手配を行うこと。この場合、使用した資機材の種類と数について把握しておくこと。

(10) 車両の借り上げ措置

人員搬送及び資機材輸送等が速やかにできるよう車両借上げ等の準備を行う。

(11) 団員の移動

各水防区の事態に応じて一部の団員を他の水防区に移動を命じ、水防活動をさせることができる。

(12) 給食措置

庶務係長は、あらかじめ定められた計画により、必要の場合は全出動部隊に給食の措置を行う。この場合、建設課に連絡し協議するものとする。

(13) 報告及び調査書類の作成

ア 警防課長は、消防本部（署）と消防団の活動について、早急に報告書を作成する。

イ 予防課長は、水害による損害を調査のうえ、早急に報告書を作成する。

(14) その他

この計画に定めるもののほか、消防本部の水防活動については、見附市地域防災計画の定めに基づき行動する。

5 消防本部（署）の活動マニュアル

(1) 配置基準及び行動要領

平成27年4月1日策定の別添資料「見附市消防団水害活動マニュアル」に基づき、活動するものとする。

(2) 部隊の編成及び水防区（防ぎょ区域）

消防団の任務分担及び部隊の編成と、消防団各部の担当する水防区（防ぎょ区域）は別表２及び別図のとおりとする。

(3) 警戒区域の設定

各水防区の責任者は、水防上緊急の必要があるときは警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の区域内への立ち入りの禁止、制限又は退去を命ずることができる。

(4) 堤防の決壊及び橋脚が流出する恐れのある場合

各水防区の責任者は、堤防の決壊及び橋脚が流出する恐れのある場合は、直ちに消防本部に連絡し、必要により応援部隊及び資機材の輸送を要請すること。

また、堤防の決壊及び橋脚が流出した場合は、直ちに消防本部にその時間及び状況を報告し、その後の水防活動の指示を受けるものとする。

(5) 出動部隊の解散

各水防区の責任者は、河川の水位が危険の状態から去ったとき及び水防活動が終了したときは、消防本部に報告し、消防本部の指示により出動部隊を解散する。

(6) 報告事項

各水防区の責任者は、出動部隊を解散させた後、消防本部に水防活動を詳細に報告すること。

6 教育・訓練

(1) 防災教育

消防職団員は、国・県等が実施する研修会に積極的に参加すること。また、研修、教育を受けた者は、他の職団員に復命し、組織全体の防災力向上に努めること。

(2) 市民への指導

消防機関は、自主防災組織をはじめ、地域住民に対し、災害時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有の防災対策などの教育に努めること。

(3) 危険箇所の把握

洪水や土砂災害の被害は広範囲かつ長期に及ぶことから、消防機関は各地域における重要水防箇所や土砂災害危険箇所などの把握に努めること。

(4) 訓練の実施

災害対策活動の円滑を期するため、以下のことに留意して訓練を実施する。

ア 過去の災害と水防活動を教訓とする。

イ 消防団の参加する訓練は、消防団長と協議して時期を決定する。

ウ 自主防災組織、町内会との連携した訓練を実施し、相互の理解と協力を深めること。

エ 訓練は次の項目に重点を置き実施する。

- ・本部設立、運営訓練
- ・情報収集、伝達訓練

- ・水防工法の実施
- ・安全管理体制の確保
- ・人命検索、救助方法
- ・けが人の保護、応急手当
- ・資機材の取り扱い習熟
- ・必要資機材の輸送
- ・関係機関、応援機関への連絡

《参考》

第3次配備(災害対策本部設置)

- ・ 次のいずれかの基準に達することが想定されるとき配備を検討する。

見附市雨量	観測地点水位	長岡市栃尾地域の雨量	刈谷田川ダム
3時間雨量：80 mm以上	・本明町：24.39m (堤防高：28.45m) ・大堰：18.11m (堤防高：21.41m)	3時間雨量：90 mm以上	ただし書き操作に入り放流量が 70 m ³ /s 以上になった場合

避難準備情報

- ・ 次のいずれかの基準に達することが想定されるとき発令を検討する。

見附市雨量	観測地点水位	長岡市栃尾地域の雨量	刈谷田川ダム
3時間雨量：90 mm以上	・本明町：24.39m (堤防高：28.45m) ・大堰：18.11m (堤防高：21.41m)	3時間雨量：100 mm以上	

避難勧告

- ・ 次のいずれかの基準に達することが想定されるとき発令を検討する。

見附市雨量	観測地点水位	長岡市栃尾地域の雨量	刈谷田川ダム
3時間雨量：100 mm以上	・本明町：26.06m (堤防高：28.45m) ・大堰：19.01m (堤防高：21.41m)	3時間雨量：130 mm以上	

避難指示

- ・ 避難勧告の発令基準を基に、災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要性が非常に高いと市長が判断した場合に発令する。

水防信号

- 1 第1信号 はん濫注意水位に達したことを知らせるもの
- 2 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 3 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 4 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

別表(1)

水 防 信 号			
方法 区分	警 鐘 信 号	余いん防止付きサイレン信号	
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	○—— 休止 (約5秒) (約15秒)	○—— 休止 (約5秒) (約15秒)
第2信号	○—○—○ ○—○—○ (3点打)	○—— 休止 (約5秒) (約6秒)	○—— 休止 (約5秒) (約6秒)
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○ (4点打)	○—— 休止 (約10秒) (約5秒)	○—— 休止 (約10秒) (約5秒)
第4信号	乱 打	○—— 休止 (約1分) (約5秒)	○—— 休止 (約1分) (約5秒)
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。		

通報水位とはん濫注意水位

河川名	水位観測所	水 位				堤防高
		通報水位	はん濫注 意水位	避難判断 水位	はん濫危 険水位	
刈谷田川	本明観測所	22.60m	26.87m	26.06m	26.87m	右岸 28.61 左岸 28.88
刈谷田川	今町大堰観測所	14.33m	18.11m	19.01m	20.00m	右岸 21.10 左岸 21.20

1-12 関係機関防災担当部課一覧

機関名	災害担当部課	電話番号	FAX 番号	所在地
国土交通省長岡国道事務所 長岡維持出張所		33-4690	36-1689	長岡市川崎 2246-2
長岡地域振興局 地域整備部	計画調整課	38-2614	38-2676	長岡市沖田 2 丁目 173-2
長岡地域振興局 農林振興部	農村計画課	38-2606	38-2672	長岡市沖田 2 丁目 173-2
三条地域振興局 健康福祉環境部	庶務課	0256-36-2360	0256-36-2365	三条市興野 1-13-45
新潟県防災局	危機対策課	025-282-1636	025-282-1640	新潟市中央区新光町 4-1
新潟県消防防災航空隊		025-270-0263, 0264, 0395 090-8943-9409,	025-270-0265	新潟市松浜町新潟空港内
見附警察署	地域課	63-0110	62-5071	見附市昭和町 2-2-1
陸上自衛隊高田駐屯地司令	第 2 普通科連隊	0255-23-5117	0255-23-5117	上越市南城町 3-7-1
海上自衛隊新潟基地分遣隊警備科		025-273-7771	025-273-7771	新潟市臨海町 1-1
航空自衛隊新潟救難隊		025-273-9211	025-273-9211	新潟市船江町 3-135
日本郵便(株)見附郵便局	総務課	62-0177	62-3784	見附市学校町 1-7-38
JR 東日本見附駅		62-0090	62-0636	見附市本所 2-4-35
NTT 東日本長岡営業支店		38-2390	32-2141	長岡市坂之上町 3-2-2
NTT 東日本新潟支店	災害対策室	025-227-6801	025-226-8770	新潟市東掘通 7-1017
東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センター	総務課	35-8301	35-8405	長岡市城内町 3-1
北陸ガス株式会社長岡供給センター	総務課	39-9006	39-3203	長岡市西神田町 2-1-2
刈谷田川土地改良区		66-2210	66-2544	見附市上新田町 3085
中越よつば森林組合刈谷田川事務所		63-2451	63-3048	見附市神保町 218
見附市南蒲原郡医師会		62-1364	62-1597	見附市本所 1-2-64
見附商工会		62-1365	63-1656	見附市本町 1-4-41
日本通運(株)見附営業支店		66-2822	66-1400	見附市上新田町 52-1
越後交通(株)栃尾営業所		52-3028	52-3528	栃尾市栄町 2-4-32
石油資源開発(株)見附鉱場事務所		62-3165	63-4730	見附市葛巻 2-7-1
長岡市	危機管理防災課	39-2262	39-2283	長岡市大手通 1-4-10
長岡市 (栃尾支所)	地域振興課	52-5815	52-3990	長岡市金町 2-1-5
長岡市 (中之島支所)	地域振興課	61-2010	66-2238	長岡市中之島 788
村上市	総務課総務危機管理室	0254-53-2111	0254-53-3840	村上市三之町 1-1
妙高市	総務課防災係	0255-72-5111	0255-72-9841	妙高市栄町 5-1
富山県入善町	総務課	0765-72-1100	0765-74-0067	富山県下新川郡入善町入善 3255

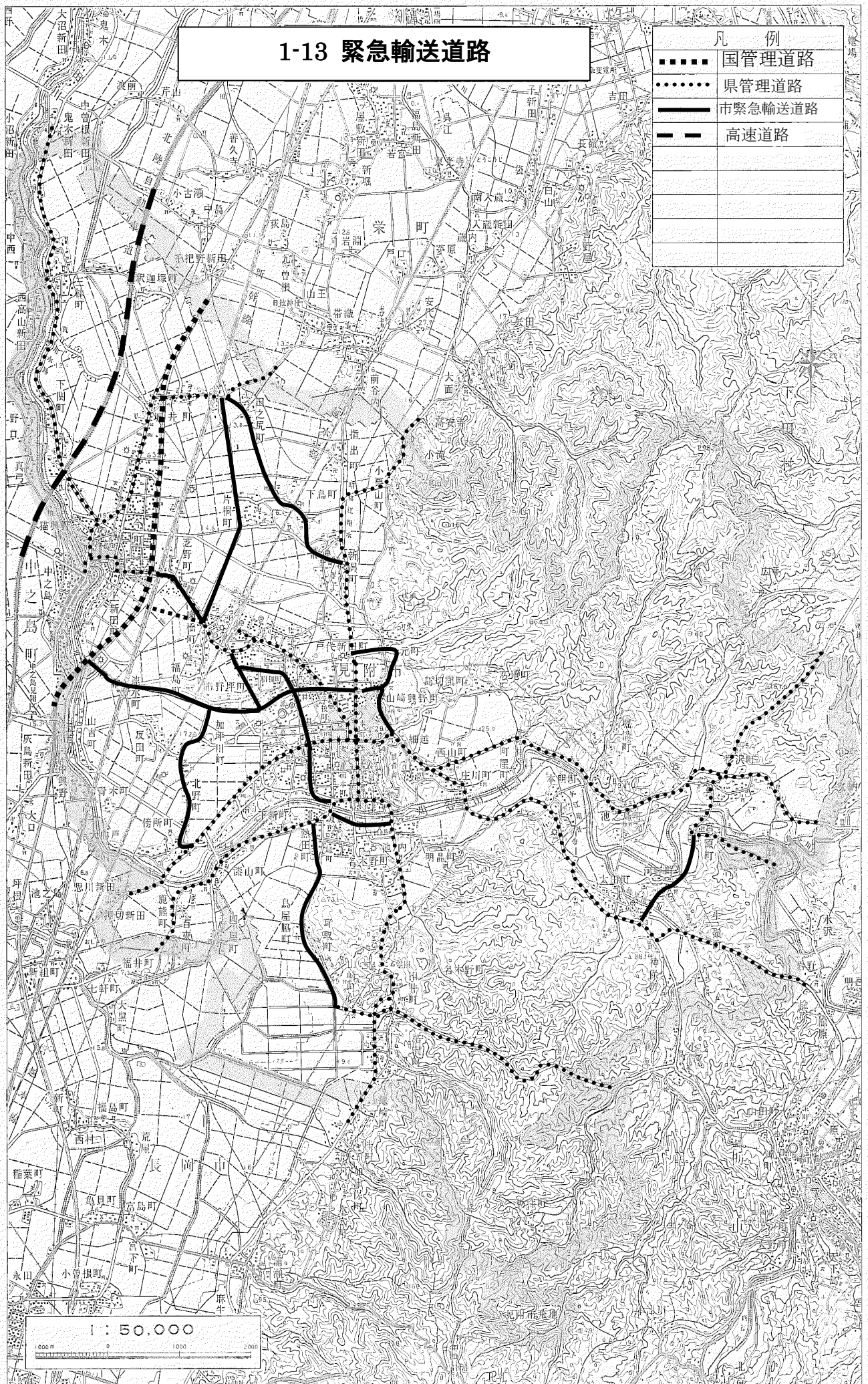
機関名	災害担当部課	電話番号	FAX 番号	所在地
福島県伊達市	市民生活部消防防災課	024-575-1197	0274-575-1222	福島県伊達市保原字舟橋 180
群馬県渋川市	総務部防災安全課	0279-22-2130	0279-24-6541	群馬県渋川市石原 80
福岡県田川市		0947-44-2000	0947-49-0124	福岡県田川市中央町 1-1

(空白)

1-13 緊急輸送道路

凡 例

- 国管理道路
- 県管理道路
- 市緊急輸送道路
- 高速道路



1-14 見附市国民保護協議会条例

平成18年3月22日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、見附市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び委員30人以内で組織する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第4条 協議会は、その定めるところにより、幹事15人以内を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1-15 見附市国民保護協議会委員

法定区分	説明	所属機関	職名
会長		見 附 市	市長
第 1 号委員	当該市町村の区域を管轄する 指定地方行政機関の職員	北陸地方整備局 長岡国道事務所	所長
第 2 号委員	自衛隊に所属する者	陸上自衛隊 第 2 普通科連隊	第 2 中隊長
第 3 号委員	当該市町村の属する 都道府県の職員	長岡地域振興局 地域整備部	部長
		見附警察署	署長
第 4 号委員	当該市町村の副市長	見 附 市	副市長
第 5 号委員	当該市町村の教育長及び当該 市町村の区域を管轄する消防長 又はその指名する消防吏員	見 附 市	教育長
			消防長
第 6 号委員	当該市町村の職員	見 附 市	企画調整課長
			まちづくり課長
			総務課長
			市民税務課長
			健康福祉課長
			地域経済課長
			農林創生課長
			建設課長
			都市環境課長
			上下水道局長
			教育総務課長
			病院長
第 7 号委員	当該市町村の区域において業 務を行う指定公共機関又は指 定地方公共機関の役員または 職員	J R 長岡駅	駅長
		N T T 東日本(株) 新潟支店	支店長
		"東北電力ネットワーク株式会社	所長
		長岡電力センター"	所長
		越後交通(株) 栃尾営業所	支店長
		日本通運(株) 見附支店	局長
		日本郵便(株) 見附郵便局	センター長
第 8 号委員	国民の保護のための措置に 関し知識又は経験を有する者	見附市南蒲原郡医師会	会長
		見附市消防団	団長
		見附商工会	会長
		J A えちご中越 見附東支店	支店長

平成18年10月10日

告示第128号

(趣旨)

第1条 この規程は、見附市国民保護協議会条例（平成18年見附市条例第6号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、見附市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集等)

第2条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 協議会の会議の招集通知には、会議の日時、場所及び附議すべき事項を記載するものとする。

3 会長は、必要と認めるときは、協議会の会議に専門委員、幹事、その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

..

第3条 委員（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第4項第1号から第7号までの規定により市長が任命したものに限る。以下この条及び第6条第5項において同じ。）は、やむを得ず協議会の会議に出席できない場合は、委員の属する機関の職員のうちから当該委員が指名する者をもつて代理出席させることができる。

(協議会の会議の公開)

第4条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、必要があるときは、会長が協議会に諮って、公開しないことができる。

(幹事会)

第5条 会長は、必要に応じ、条例第4条に規定する幹事の会議（以下「幹事会」という。）を招集することができる。

2 幹事会の議長は、幹事のうちから会長があらかじめ指名する者をもつて充てる。

3 幹事会の議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する幹事が、その職務を代理する。

4 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもつて決し、可否同数のときは、幹事会の議長の決するところによる。

6 幹事は、やむを得ず幹事会に出席できない場合は、幹事の属する機関の職員のうちから当該幹事が指名する者をもつて代理出席させることができる。

(部会)

第6条 条例第5条に規定する部会の名称、部会で調査及び審議する事項等については、会長が協議会の会議に諮って定める。

2 部会の会議は、部会長が会長の承認を得て招集し、部会長が議長となる。

3 部会の会議は、当該部会に属する委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、

部会の会議の議長の決するところによる。

- 5 部会に属する委員は、やむを得ず部会の会議に出席できない場合は、委員の属する機関の職員のうちから当該委員が指名する者をもつて代理出席させることができる。
- 6 部会長は、調査及び審議のため必要があるときは、会長の承認を得て、当該部会に属しない委員及び専門委員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 部会長は、部会において調査及び審議する事項が終了した場合には、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(会議の記録)

第7条 協議会の会議、幹事会及び部会の会議の状況は、その概要を記録し、保存しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、企画調整課において行なう。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(空白)